

鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会（以下「認定委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 認定委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定要件に関する事項
- (2) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定審査に関する事項
- (3) 鳥取県男女共同参画推進企業の認定の取消しに関する事項
- (4) 鳥取県男女共同参画推進企業の表彰に関する事項
- (5) その他認定要綱の目的を達成するために必要な事項に関する事項

(組織)

第3条 認定委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 認定委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、認定委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 認定委員会の会議は、令和新時代創造本部長が招集し、委員長がその議長となる。

2 認定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 認定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 認定委員会の庶務は、令和新時代創造本部女性活躍推進課において行う。

附 則

1 この要領は、平成25年10月11日から施行する。

2 鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会設置要領（平成25年4月1日鳥取県地域振興部長通知）、鳥取県うれしい職場ささえる大賞選考委員会設置要領（平成20年6月24日鳥取県企画部長通知）は廃止する。

附 則

この改正は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年7月5日から施行する。